

# 福祉と司法の連携

～ 個別支援を通じて  
法テラスに必要とされる  
機能を考える ～

新宿区高齢者福祉課

課長補佐

永由 義広



全国・東京都・新宿区のひとり暮らし率

# ● 高齢者の3人に1人が一人暮らし

|     | 65歳以上<br>高齢化率 | 全年齢<br>一人暮らし率 | 65歳以上<br>一人暮らし率 | 75歳以上<br>一人暮らし率 |
|-----|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 全国  | 23.0%         | 13.2%         | 16.4%           | 18.4%           |
| 東京都 | 20.4%         | 22.5%         | 23.6%           | 26.6%           |
| 新宿区 | 19.1%         | 38.3%         | 33.7%           | 35.5%           |

出所:平成22年国勢調査 人口等基本集計結果(不詳者を除く)


# 高齢者総合相談センター(委託9所)の機能強化に伴う 人員配置数

| センター名 | 職員配置数(平成24年度) |             |                    |    |    | 平成21年度<br>機能強化前<br>の<br>職員数 |
|-------|---------------|-------------|--------------------|----|----|-----------------------------|
|       | 管理者           | 包括的支援<br>事業 | 指定介護<br>予防<br>支援事業 | 事務 | 計  |                             |
| 四谷    | 1             | 4           | 4                  | 1  | 10 | 5                           |
| 筆筈町   | 1             | 3           | 3                  | 1  | 8  | 4                           |
| 榎町    | 1             | 3           | 4                  | 1  | 9  | 4                           |
| 若松町   | 1             | 4           | 4                  | 1  | 10 | 5                           |
| 大久保   | 1             | 4           | 4                  | 1  | 10 | 5                           |
| 戸塚    | 1             | 4           | 4                  | 1  | 10 | 5                           |
| 落合第一  | 1             | 3           | 3                  | 1  | 8  | 4                           |
| 落合第二  | 1             | 3           | 4                  | 1  | 9  | 4                           |
| 柏木・角筈 | 1             | 4           | 4                  | 1  | 10 | 5                           |
| 合計    | 9             | 32          | 34                 | 9  | 84 | 41                          |



# 法テラス東京との協働連携

## 協定に至る背景

- 高齢者人口および一人暮らし高齢者の増加
  - 福祉課題の複雑化
  - 区民の権利意識の高まり
- 
- チームケアの体制整備の必要性
  - 予防的視点を踏まえた早期介入の必要性

# 3カ月間ほどの試行期間

## 協働連携協定

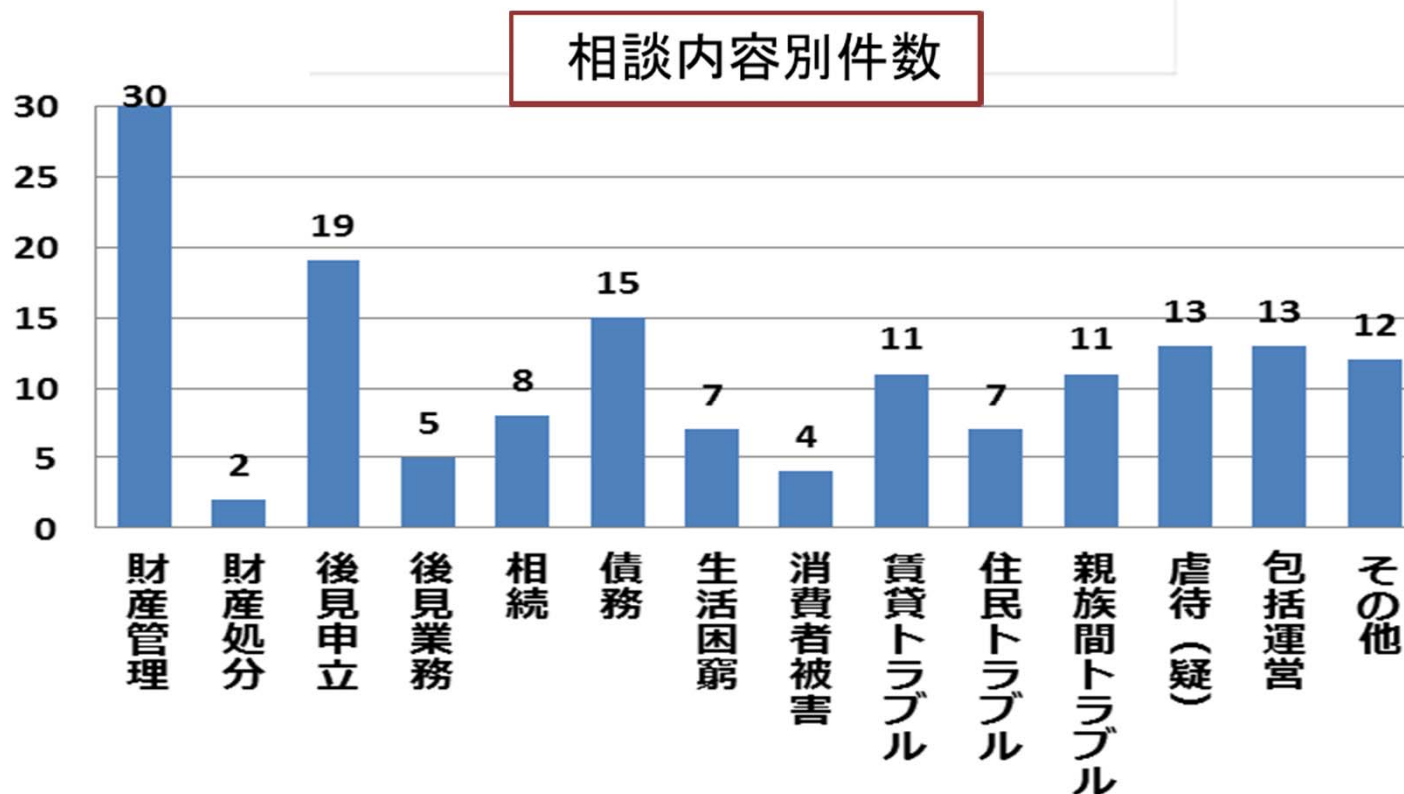
### 試行協定期間

平成25年9月中旬から12月末まで

- 弁護士2名を派遣
- 10か所の高齢者総合相談センターを  
分担し、訪問・会議・打合せ等の協働
- 週1回、8時間程度

# 試行期間の成果

- 福祉的支援と法的課題の解決、両側面から迅速かつ一体的な対応が可能となる
- 試行期間の相談実績 → 実人数:63人 総件数:88件  
(件数内訳:来所相談1件 訪問17件 会議18件 打合せによる助言52件)



高齢者や障害者への  
権利擁護業務の実際



成年後見制度の  
活用や虐待対応



- ◆ 対象者は身体的機能・認知機能の低下から  
司法へのアクセスが困難
- ◆ 弱者をターゲットにした悪質商法、第三者  
や親族からの経済的・心理的虐待の増加

これらは日々現場で起こっていること・・・



ワンストップ機能



**たらい回しをしない相談体制**

アウトリーチと即応性



**現場重視の迅速な支援体制**

伴走機能と随時性



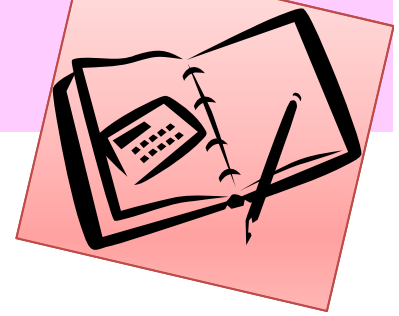
**長期的な生活の安定を  
目指した支援体制**

ファミリー・ソーシャルワーク



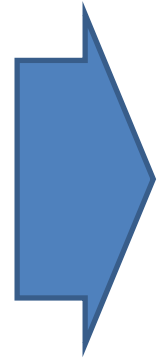
**今後特に重視される機能**

## 【事例1】



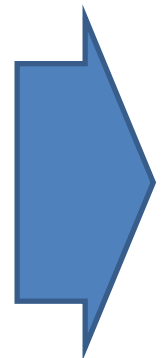
単身女性80歳代 要介護2

本人は長年下宿屋を営み、数人の下宿人と共に居住。その一人に粗暴な男性が..



- ・共用玄関の鍵を閉めない
- ・失火を招きそうなタコ足配線
- ・禁止している家電の持込

一方で..



- ・口約束で契約書がない
- ・更新や入居期限の取り決めがない
- ・ルールが明文化されていない

## 【対応】

弁護士への訪問により不安を取り除く

弁護士が現状の課題を説明

弁護士が関わる（委任契約を受ける）場合



本人の利益と負担を説明



委任契約を決断、弁護士に依頼

## 【事例2】

本人：80代の認知症がある女性

- 本人とアルコール依存症の息子、高校中退し妊娠中絶を繰り返す孫娘の3人世帯
- 居住用不動産や都外の不動産は借金の担保で差押えられている。
- 公租課税等、他の借金も多額。
- 自宅は不衛生で、本人は飼い猫の排泄物にまみれている。

不動産に対する権利関係が複雑で何から手をつけていいか・・・？ ⇒ すぐに弁護士に相談

区と法テラスの協働

不動産を任意売却し、借金を整理するため、また、本人の長期的な生活の安定に向けて後見人は不可欠。

後見人選任までのつなぎの支援

家族3人が抱える各々の課題に対する関係機関との調整

息子から本人および孫への身体的暴力が判明し、分離を行う上での注意点等も相互に確認

# ～協定の効果と有用性～

## 早期介入・早期解決

### <ソーシャルコスト>

- 生活保護にならず、資産活用できた
- 重症化する前の支援＝医療費等削減
- 家族関係を断ち切らず、交流維持

### <組織改善>

- ニーズの発掘と資質向上の契機
- 庁内連携の促進